令和　　年　　月　　日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事　業　者

所　在　地　　名古屋市緑区六田一丁目１９２番地

事　業　者　　株式会社　たんぽぽ

事　業　所　　ヘルパーステーション　ぽぽ

説　明　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け同意します。

利　用　者

〒

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

代　理　人

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　理　人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印　　続柄＿＿＿＿＿

2024.5.15

# ヘルパーステーション重要事項説明書

## 1　事業所の概要

事業所名　　：　ヘルパーステーション　ぽぽ
所在地　　：　名古屋市緑区六田一丁目１９２番地
事業所番号　　：　２３１８５０００９３　障害福祉サービス
：　２３６１４０２３７９　地域密着支援事業　移動支援
提供可能サービス　：　居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援
管理者　　：　南島　幸恵
連絡先　　：　Tel：052-629-0553　　Fax：052-629-0552
サービス提供区域　：　通常の事業の実施地域は、名古屋市(緑区、南区、天白区)とする
（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）
：　名古屋市緑区内 鳴海小学区、平子小学区、相原小学区、(移動支援)

## 2　事業所の職員体制等

| | 資　格 | 常　勤 | 非常勤 | 計 | 職務内容 |
|---|---|---|---|---|---|
| 管　理　者 | 介護福祉士 | 1名 | 0名 | 1名 | 従業者及び業務の管理 |
| サービス提供責任者 | 介護福祉士 | 3名 | 1名 | 4名 | 利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等 |
| 従業者 | 介護福祉士<br>実務者研修終了<br>初任者研修終了<br>(旧ヘルパー2級) | 0名 | 26名 | 26名 | 介護の提供 |

## 3　営業時間

| 区　分 | 平日・祝日 |
|---|---|
| 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援 | 8：30～17：00 |

休日：　原則として土曜日、日曜日，　12月30日　～　1月3日
但し別途相談可

## 4　サービス内容及び利用者負担金

※居宅介護

入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、見守り、視覚障害者の方への代筆、代読生活等に関する相談役及び助言並びに外出時における移動の介護、その他の生活全般にわたるサービスの提供を行うことを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される「居宅介護等事業」のサービス

※　重度訪問介護

重度の肢体不自由で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排泄・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、移動その他の生活全般にわたる見守り等の支援

※行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する場合に対する外出の際の移動の介護、外出の前後に必要な介護のサービス

※同行援護

①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）

②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

③排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

※移動支援

①通所授産施設等社会福祉施設への通所、医療機関への通院（院内又は診察時を除く）、各種行政機関への手続き、郵便局・金融機関への手続き、食料品などの日用品の買物、理美容院の利用、小学校・中学校・高等学校等への通学（児童の場合）、学童保育所・トワイライトスクール・児童デイサービスへの通所（児童の場合）、その他冠婚葬祭などの社会生活上必要不可欠な外出

②その他の外出の余暇活動など社会参加を目的とする外出、小学生以下の通院等の外出

## 5　利用者負担額

移動支援においては提供したサービス費用のうちそのサービスが法的代理受領サービスである時は市町村が定める月額負担上限額（受給者証記載）の範囲内を月毎に徴収します。

障害福祉サービスにおいては、初回訪問、緊急時対応、介護職員処遇改善、についての加算は次のとおりとし、提供した場合の加算額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法的代理受領サービスであるときは受給者証に記載された上限負担額の範囲内の料金を徴収します。

初回加算：初回に実施する指定居宅介護の際にサービス提供責任者自らサービスを行う場合や、他の訪問介護員等がサービスを行う際に同行訪問した場合。

緊急時対応加算：利用者やその家族から要請を受けて、サービス提供責任者、又はその他の訪問介護員等が緊急訪問し、居宅介護計画にない指定居宅介護を行った場合。

介護職員処遇改善加算：利用者に対し指定居宅介護を行った場合は総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数の加算を行います。

①利用者負担金の支払：利用者ご指定の金融機関の口座からサービス提供月の翌月に引き落とし致します。　　郵便局：毎月末日　　銀行：　毎月 27 日（土日の場合は翌月曜日）

②その他：上記の利用者負担金は「法定代理受理」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料全額を支払い、その後市区町村に対して給付分を請求することになります。

③通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を別途徴収します。

## 6　キャンセル

①利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先の電話番号　０５２－６２９－０５５３

②利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日 15 時までにご連絡ください。それ以降のキャンセルにつきましては次のキャンセル料を申し受けることになりますのでご了承下さい。

キャンセル料金：１，０００円（サービス利用料と一緒に引落しと致します）

## 7　当事業所の居宅介護サービス・重度訪問介護サービス、移動支援の方針

①事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者がもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助致します。

②事業の実施にあたっては、関係市区町村、関係地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスにより一元化したものにするために努めます。

③従事者の教育、研修等を行い、常にサービスの質の向上に努めます。

## 8　緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関等と連絡をとる等必要な措置を講じます。事故発生時は速やかに利用者家族、市町村等に連絡し、必要な措置を講じます。

## 9　天災、災害時のサービス提供について

以下の場合、サービスの提供を中止とさせていただく場合があります。

- 暴風警報、大雨洪水警報が発令されたとき、大雪等により積雪で交通事情が混乱したとき。
- 大規模地震の判定会が召集されたとき、または警報が発令されたとき、または発生時。
- 事業所が火災・損壊などにより使用できなくなったとき。

災害発生時には株式会社たんぽぽを災害対策本部とし、利用者家族への連絡等を行います。利用中の場合、各家庭の避難場所を家人とヘルパーで決定しておく必要があり、家族の方に迎えにきて頂くこととなります。　　（株）たんぽぽ避難場所：鳴海小学校

## １０　相談窓口、苦情対応及び虐待についての相談

当社でのサービスに関する相談・苦情及び虐待については、次の窓口で対応致します。

| | |
|---|---|
| 当事業所苦情相談窓口 | 電話番号　０５２－６２９－０５５３<br>ＦＡＸ番号　０５２－６２９－０５５２<br>相談責任者　三溝　恵 |

次の機関において苦情相談ができます。

| | |
|---|---|
| 運営適正化委員会 | 所在地　名古屋市東区白壁一丁目５０番地<br>電話番号　０５２－２１２－５５１５<br>ＦＡＸ番号　０５２－２１２－５５１４<br>対応時間　午前９時より午後５時まで（平日） |
| 名古屋市健康福祉局<br>障害福祉部　障害者支援課<br>分室 | 所在地　名古屋市中区栄三丁目１８番１号<br>ナディアパークビジネスセンタービル　１０階<br>電話番号　０５２－２３８－０５６７<br>ＦＡＸ番号　０５２－２３８－０５７８<br>対応時間　午前８時４５分より午後５時１５分<br>（休日・祝日・年末年始を除く） |

## １１　当社の概要

名称　：　株式会社　たんぽぽ

代表者　：　代表取締役　三溝　恵

電話番号　：　０５２－６２９－０５５３

ＦＡＸ番号　：　０５２－６２９－０５５２

事業の内容　：　居宅介護支援、訪問介護（障害者総合支援法障害福祉サービス、移動支援を含む）訪問看護、福祉用具の販売及びレンタル、住宅改修、通所介護、障害（児）者相談支援